

本資料は地域内フィーダー系統に関するものです。

【該当する系統（運行事業者）】

デマンド交通「おでかけきららん号」（株）燕タクシー他5社）
てまりの湯・道の駅国上～ビジョンよしだ（越佐観光バス株）

令和6年6月 日

（名称）燕・弥彦地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【燕市】

燕市においては、幹線交通である新潟市等を連絡するJR越後線と三条市等を連絡するJR弥彦線といった鉄道、長岡市（長岡駅）と燕市（分水駅）を結ぶ路線バスや燕市合併前の旧市町（燕市、吉田町、分水町）を結ぶコミュニティバスを軸として、市域内の広範に路線バス、コミュニティバス、デマンド交通により構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、燕市の県立吉田病院や三条市の済生会新潟県央基幹病院・市内のスーパー等が当市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通がそれぞれの施設への移動手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通に通じるコミュニティバスやデマンド交通が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、物価高騰を受けた収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運転手不足などの問題が発生している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、弥彦・燕広域循環バス「やひこ号」および予約制乗合ワゴン車「おでかけきららん号」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

【弥彦村】

弥彦村においては、燕市へ通じる唯一の幹線交通である鉄道を軸に、弥彦村から燕市域を連絡するコミュニティバス、デマンド交通による構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、燕市の県立吉田病院・スーパー等が当村民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が燕市等に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通に通じるコミュニティバス等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当村の公共交通機関の利用者は減少を続け、物価高騰を受けた収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運転手不足などの問題が発生している。

また一部地域では、バス交通手段が確保されていなく、住民から不便といった意見がある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、弥彦・燕広域循環バス「やひこ号」および予約制乗合ワゴン車「おでかけきららん号」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【燕市・弥彦村】

■令和7年度（R6.10～R7.9）の1日当たり平均利用者を次のとおりとします。

- ・広域循環バス・・・目標値 67人/日以上
- ・デマンド交通・・・目標値 147人/日以上
- 〔参考値（令和5年度（R4.10～R5.9））〕
- ・広域循環バス 利用者数 67人/日
- ・デマンド交通 利用者数 147人/日

■路線に係る収支率（運賃収入÷運行経費）を次のとおりとします。

- ・広域循環バス・・・10%以上
- ・デマンド交通・・・15%以上
- 〔参考値（令和5年度（R5.4～R6.3））〕
- ・広域循環バス 収支率 10.4%
- ・デマンド交通 収支率 15.9%

■路線に係る圏域住民1人当たりの行政負担額

- ・広域循環バス・・・110円/人
- ・デマンド交通・・・593円/人
- 〔参考値（令和5年度（R5.4～R6.3））〕
- ・広域循環バス 行政負担額 110円/人
- ・デマンド交通 行政負担額 593円/人

(2) 事業の効果

【燕市・弥彦村】

広域循環バス、デマンド交通を維持することにより、高齢者をはじめとする住民の通院・通学や買い物などの生活活動を支えるとともに、公共交通空白地域の解消を図る。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化につながり、交流人口の増加を図る。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ①デマンド交通において、利用の予約が集中することで利用できない人が増えないよう、比較的余裕のある時間帯に利用してもらえよう広報や予約する際に電話等で周知する。（燕市・弥彦村・事業者）
- ②デマンド交通において、Webを通じて予約できるようにシステム運用し、電話の混雑を解消することで、利便性向上を図る。（燕市・弥彦村）
- ③通院・通学や買い物のための利用者の他にも、イベントへの参加や観光客も利用してもらえようように、デマンド交通や循環バスを乗るか、それらを乗り継ぐことによる使い勝手の良さを積極的に広報、ホームページやチラシの配布により周知する。（燕市・弥彦村）
- ④バスロケーションシステムを導入し、コミュニティバスの運行情報を提供することで利便性向上を図る。（燕市・弥彦村・事業者）
（燕・弥彦地域公共交通網形成計画 P72 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る弥彦・燕広域循環バス「やひこ号」および予約制乗合ワゴン車「おでかけきららん号」について、その運行に係る費用総額80,747千円のうち、燕・弥彦地域公共交通会議から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年 4 月 27 日（平成 24 年度第 1 回） ・平成 24 年 8 月 23 日（平成 24 年度第 2 回） ・平成 24 年 11 月 9 日（平成 24 年度第 3 回） ・平成 25 年 3 月 26 日（平成 24 年度第 4 回） ・平成 25 年 6 月 24 日（平成 25 年度第 1 回） ・平成 25 年 10 月 3 日（平成 25 年度第 2 回） ・平成 26 年 3 月 25 日（平成 25 年度第 3 回） ・平成 26 年 6 月 24 日（平成 26 年度第 1 回） ・平成 26 年 11 月 6 日（平成 26 年度第 3 回） 	<p>地域公共交通調査事業の申請について承認</p> <p>デマンド交通の運行開始、循環バス路線の路線変更について承認</p> <p>地区内巡回バスの廃止について承認、燕市公共交通基本計画（案）について協議</p> <p>燕市公共交通基本計画について承認</p> <p>燕市地域内フィーダー系統確保維持計画について承認</p> <p>幹線系統の循環バスの一部改正及びフィーダー系統のデマンド交通の増車とこれに伴う新規事業者参入について承認</p> <p>「燕市地域公共交通会議」を弥彦村との共同設置による「燕・弥彦地域公共交通会議」に改組することについて承認、弥彦村地域公共交通調査事業の申請について承認</p> <p>燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認</p> <p>弥彦・燕広域循環バスの運行について承認</p>

- ・平成 27 年 1 月 6 日（平成 26 年度第 4 回） 地域公共交通確保事業に係る事業評価、地域公共交通調査事業に係る事業評価、越後交通株式会社 路線バス運行経路変更について承認
- ・平成 27 年 3 月 24 日（平成 26 年度第 5 回） 燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（弥彦村のエリア拡大）について承認
- ・平成 27 年 5 月 27 日（平成 27 年度第 1 回） 燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・平成 27 年 11 月 26 日（平成 27 年度第 2 回） 弥彦・燕広域循環バス「やひこ号」の路線変更について承認
- ・平成 28 年 5 月 31 日（平成 28 年度第 1 回） 燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・平成 29 年 2 月 21 日（平成 28 年度第 3 回） 幹線系統の循環バス「スワロー号」の休日運行社会実験の実施について承認
- ・平成 29 年 5 月 26 日（平成 29 年度第 1 回） 弥彦・燕広域循環バス「やひこ号」のフリー乗降区間の追加について承認
- ・平成 29 年 8 月 22 日（平成 29 年度第 2 回） 燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・平成 30 年 4 月 5 日（平成 30 年度第 1 回） 燕・弥彦地域公共交通会議設置要綱の改正について承認
- ・平成 30 年 6 月 28 日（平成 30 年度第 2 回） 燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・平成 31 年 2 月 26 日（平成 30 年度第 7 回） 燕・弥彦地域公共交通網形成計画について承認
- ・令和元年 5 月 24 日（令和元年度第 1 回） 燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・令和 2 年 1 月 8 日（令和元年度第 3 回（書面協議）） 地域公共交通確保維持改善事業にかかる事業評価（案）について承認
- ・令和 2 年 6 月 5 日（令和 2 年度第 1 回（書面協議）） 弥彦・燕広域循環バス「やひこ号」のフリー乗降区間の追加及び燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・令和 3 年 5 月 17 日（令和 3 年度第 1 回（書面協議）） 燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・令和 4 年 5 月 16 日（令和 4 年度第 1 回（書面協議）） 燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・令和 5 年 5 月 15 日（令和 5 年度第 1 回） 燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認
- ・令和 6 年 6 月 21 日（令和 6 年度第 2 回） 燕・弥彦地域内フィーダー系統確保維持計画について承認

19. 利用者等の意見の反映状況

燕市では、循環バス・地区内巡回バスの見直しに向けて、平成23年9月に住民アンケート調査を実施しました。(配付数1,055件、回収数602件、回収率57%)

平成24年7月に通学方法に関する高校生アンケート調査を実施し、これに基づきデマンド交通に通学時間帯の便を設けました。(配付数374件、回収数299件、回収率80%)

同年8月に公共交通全般に関する住民アンケート調査を実施しました。(配付数3,000件、回収数1,230件、回収率41%) 同年11月から翌年3月にかけて、市内各地で新しい公共交通システムに関する説明会を開催し、意向把握した内容に基づき、循環バスの路線変更やデマンド交通の実証運行に反映しました。(開催回数70回、住民参加人数延べ1,576人)

平成24年12月から翌年1月にかけて、本計画の上位計画に位置付けている「燕市公共交通基本計画」の策定に向けてパブリックコメントを実施しました。(寄せられた意見なし) 平成25年2月のデマンド交通の実証運行中にデマンド交通と地区内巡回バスそれぞれの利用者にヒアリング調査を実施し、満足度や意見・要望を聴取しました。

弥彦村では、平成26年度に調査事業として住民アンケート調査(配付数1,000件、回収数612件、回収率61.2%)、巡回バス利用者へのヒアリング調査(調査数6日間、102名)を実施し、現在の利用者がどういった世代の方か、村民がどこへ行くことを望んでいるのか、意見や要望を聴取しました。

平成27年4月からの実証運行の結果、新たな要望・課題に対応するため路線変更を計画し、同年11月に住民説明会(村内5か所33人出席)を開催し、村民の意見や要望を聴取しました。

平成30年9月に調査事業として高齢者対象調査(配付数4,044件、有効回答票1,991件、回収率49.2%)、学生(中学生、高校生)対象調査(配布数1,040人、回答票979件、回収率94.1%)、公共交通利用者対象調査(路線バス(9路線)、スワロー号、やひこ号、おでかけきららん号車内、回答票803件)、観光客対象調査(燕三条エリア、弥彦エリア、分水エリア、回答票139件)を実施し、圏域内の現状を把握するため意見や要望を聴取しました。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 新潟県燕市吉田西太田1934番地

(所属) 燕市都市整備部都市計画課

(氏名) 山口 優太

(電話) 0256-77-8263

(e-mail) toshikei@city.tsubame.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
燕市 弥彦村	株式会社 燕タクシー	(1) 燕市デマンド交通 おでかけきららん号		燕市・ 弥彦村			243日	2,430回			区域運行	①	地域間幹線系統(長 辰～燕三条駅線)と 全停留所を共有	③
	株式会社 中央タクシー	(2) 燕市デマンド交通 おでかけきららん号		燕市・ 弥彦村			243日	2,430回			区域運行	①	地域間幹線系統(長 辰～燕三条駅線)と 全停留所を共有	③
	中越交通株式会社	(3) 燕市デマンド交通 おでかけきららん号		燕市・ 弥彦村			243日	2,430回			区域運行	①	地域間幹線系統(長 辰～燕三条駅線)と 全停留所を共有	③
	まきタクシー有限会社	(4) 燕市デマンド交通 おでかけきららん号		燕市・ 弥彦村			243日	2,430回			区域運行	①	地域間幹線系統(長 辰～燕三条駅線)と 全停留所を共有	③
	地蔵堂タクシー有限会社	(5) 燕市デマンド交通 おでかけきららん号		燕市・ 弥彦村			243日	2,430回			区域運行	①	地域間幹線系統(長 辰～燕三条駅線)と 全停留所を共有	③
	弥彦タクシー株式会社	(6) 燕市デマンド交通 おでかけきららん号		燕市・ 弥彦村			243日	2,430回			区域運行	①	地域間幹線系統(長 辰～燕三条駅線)と 全停留所を共有	③
	越佐観光バス株式会社	(7) 弥彦・燕広域循環バス やひこ号	てまり の湯	弥彦駅 吉田駅	ビジョン よしだ	往 26.8km 復 26.8km	243日	1,215回			路線定期運行	①	地域間幹線系統(長辰～燕三 条駅線)と一部停留所を共有	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	燕市・弥彦村
-------	--------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	54,847
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
燕・弥彦地域公共交通網形成計画	平成31年3月31日	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(リ)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)